

J R 東海労働関西地「申」第13号  
2015年10月8日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 大阪労働局による行政指導に関する申し入れ

10月5日、大阪労働局が会社に対して指導文書を出した。10月7日には関連会社のSEK（新幹線エンジニアリング）にも指導文書を出した。

大阪仕業検査車両所での外注会社への請負作業実態について、組合は7月と8月に連続して申し入れ、その作業の実態と内容に問題があることを訴えてきた。そのような中、7月17日に大阪労働局によって大阪仕業検査車両所の現場調査が実施された。

大阪仕業検査車両所では7月1日から大幅に仕業検査体制を変更して効率化を実施した。しかし、8月3日から突然、その連絡体制を2点に渡って変更した。組合からは、再三、SEKへの業務委託の形態と内容に違法性があることを指摘し、委託している作業を直営化とするなど、適正な要員確保に努めるよう申し入れてきた。

まさしく労働局の役割は、労働基準行政として事業主に対する労働基準に関する法令や通達に定める措置や遵守、派遣元及び派遣先の事業主に対して法令の遵守の徹底を図るための行政指導を行うことである。よって、今回の文書による行政指導は、そういった請負体制に対する行政指導であると考えられる。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 10月5日、大阪労働局から行政指導を受けた事実について会社の見解を明らかにすること。
2. 10月7日、大阪労働局からSEK（株）新幹線エンジニアリングの関連会社に対して、行政指導があったことについて会社の見解を明らかにすること。
3. 文書で行政指導された指導内容を全て明らかにすること。
4. 厚生労働省・労働局からの行政指導を重く受け止め、早急に請負作業の実態を見直すこと。
5. SEKに対する請負作業の実態が問題であると考えられるが会社の見解を明らかにすること。
6. 大阪仕業検査車両所での請負作業における労働者の管理・実態が、労働省告示第37条において、請負でなく派遣であると認められたことが原因であると考えられる。会社の見解を明らかにすること。
7. 行政指導を受けた事業主は改善義務がある。予定している改善内容を明らかにすること。
8. 行政指導に対する改善の報告義務がある。予定している報告内容を明らかにすること。
9. 現場社員に対して、労働局から行政指導を受けた事実を知らせる内容の掲示を出して、社員への報告と謝罪をすること。

以上